

宇宙活動法制の今後の検討の進め方について

平成 27 年 5 月 18 日
内閣府宇宙戦略室

iv) 法制度等整備

- ・欧米等が有する第三者損害賠償制度や民間事業者の宇宙活動に対する国の許可・監督制度等を参考にしつつ、海外衛星事業者からの衛星打上げサービス受注を後押しし、民間事業者による宇宙活動を支えるための「宇宙活動法案」を平成 28 年の通常国会に提出することを旨とする。(内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省)

(第三次) 宇宙基本計画より抜粋

産業振興のインフラとしての宇宙活動法の制定に向けた検討の方向

1. 宇宙活動のルールの明確化により、民間事業者の宇宙活動への新規参入を促進すること

これまで、我が国は、JAXA 等のような国との特別な監督関係の存在を前提とする宇宙活動のガバナンスを行ってきた。

今後、多様な民間事業者の宇宙活動への参入を可能とするには、民間事業者が宇宙活動を行うルールを明確化し参入に当たっての不透明性リスクを軽減するとともに、許可、監督の範囲内で民間事業者の経済活動の自由を保証することが重要。

2. 合理的な許可、監督の仕組みを構築し、民間事業者の国際競争を確保し、新規参入の円滑化を目指す

- ・我が国産業の国際競争力の確保の観点から、人工衛星打上げ用ロケットの打上げ、人工衛星の管理等について諸外国の規制と比して合理的な内容・水準の許可、監督を実施
- ・ベンチャー企業によるモデルロケット開発等揺籃期にある取組に対しては人工衛星打上げ用ロケットを主対象とする宇宙活動法は適用せず、引き続き現行法令に基づき公共の安全を確保することで円滑な事業化に配慮

3. 第三者損害賠償制度を整備し、人工衛星の打上げにおける賠償責任リスクを関係当事者が引受け可能な水準に低減することで、海外からの衛星打上げサービス受注や宇宙機器産業への新規参入を支援

以上

我が国の衛星リモートセンシング・データに関する 基本的な考え方について（論点メモ）

平成 27 年 5 月 18 日
内閣府宇宙戦略室

1 背景

- 近年、衛星によるリモートセンシング分野の技術革新が急速に進展し、これまでの国家機関を中心としたリモートセンシング衛星の運用・利用が商業分野にも拡大し、衛星データはグローバル市場で幅広く販売されるようになってきている。
- 一方で、民間衛星リモートセンシングの解像度等の向上に伴い、万一これらのデータが不適當な者に手渡った場合、安全保障上の利益を害する可能性が出て来た。このため、欧米諸国においては、民間事業者等による衛星リモートセンシングの運用やデータの配布等に関するルールを法律で順次、定めている。
- 宇宙基本計画に基づき、衛星リモートセンシングに関する法律案を平成 28 年の通常国会に提出することを目指しているが、これに先立ち、衛星リモートセンシング・データに関する基本的な考え方を検討する必要がある。

2 論点

衛星リモートセンシング・データについては、民生利用及び安全保障利用の双方の観点から、管理強化（Restriction）の側面のみならず、利用促進（Promotion）の側面も踏まえてその扱いを検討することが必要ではないか。

(1) 利用促進（Promotion）

① 安全保障用途利用

我が国の安全保障・インテリジェンスコミュニティによる自由度が高くかつセキュアな利用の確保が必要。

② 安全保障利用の観点からの産業振興

我が国の民間衛星リモートセンシングの質的向上及び量的拡大を促すことにより、安全保障・インテリジェンスコミュニティに裨益。

③ 民生利用の観点からの産業振興

衛星リモートセンシングに関連する産業は、宇宙ビッグデータの一分野として将来的に新事業・新サービスが創出される可能性が高い。

(2) 管理強化（Restriction）の側面

国家安全保障戦略における、国家安全保障上の 3 つの目標（①我が国の平和と安全の維持、②アジア太平洋地域の安全保障環境の改善（日米同盟の強化等）、③グローバルな安全保障環境の改善）を阻害するような衛星リモートセンシング・データの利活用の防止が必要。

以上